

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

／コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループのコーポレート・ガバナンスの考え方は、経営のスピード化・戦略性の向上、企業行動の透明性の確保、ディスクロージャーとアカウントタビリティの充実であると考えます。

経営のスピード化・戦略性の向上については、企画・営業・管理の明確化を行い、経営の強化を図っております。また、取締役会で決定された方針に則って、経営会議、予算会議において戦略立案と業務執行を推進しております。

企業行動の透明性の確保については、監査室と監査役のダブルチェック過程と、公正で客観的な視点を有する社外取締役と社外監査役が加わる取締役会の審議過程で対応しております。

ディスクロージャーとアカウントタビリティについては、株主と投資家の皆様に対してはIR活動を積極的に進めております。株主とのより実質的なコミュニケーションを目指して、株主総会に引き続き株主懇談会を開催し、開放的な雰囲気の中で当社の政策に関する意見交換を実施しております。

また、平成16年4月から社会的責任を遂行できる企業経営を目指して企業行動基準を策定し、各ステークホルダーに対して公正な企業活動の実施を宣言し、コンプライアンス委員会を組織化してその執行状況の監督にあたっております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

〔補充原則1-2-4. 株主総会における権利行使〕

議決権電子行使プラットフォームの利用等や招集通知の英訳等については、当社の外国人株式保有比率を勘案しながら、今後検討してまいります。

〔補充原則3-1-2. 情報開示の充実〕

英語での開示については、当社の外国人株式保有比率を勘案しながら、今後検討してまいります。

〔補充原則4-1-3. 取締役の役割・責務(1)〕

当社の経営理念や行動指針、経営戦略から導いた最高経営責任者等に求める要件に基づき、今後承継プランを策定します。取締役会は、最高経営責任者の承継プランにつき、適切に監督を行います。

〔原則4-2. 取締役会の役割・責務(2)〕

業務執行責任者である経営陣幹部からの提案は、会社の活性化・持続的な成長に不可欠なものと認識しております。取締役会は、経営陣幹部からの提案を受け、企業価値向上に資する案件かどうか十分な審議を行っていきます。

また、経営陣の報酬については、中長期的な業績向上と企業価値向上への貢献意欲が高まるよう「人事報酬諮問委員会」において検討してまいります。

〔補充原則4-2-1. 取締役会の役割・責務(2)〕

経営陣の報酬については、インセンティブが機能するよう、中長期的な業績と連動する報酬制度を、今後、議論し検討してまいります。

〔補充原則4-8-1. 独立社外取締役の有効な活用〕

当社の社外取締役はそれぞれ卓越した知見を有しており、それを個々に発揮することが求められていますが、「独立社外者のみを構成員とする会合」を設置することで、ある種の共通認識が形成され、当該認識に対する反対意見を述べづらいため、その独立性を弱める可能性があるため「独立社外者のみを構成員とする会合」を設置しないことといたします。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

〔原則1-4. いわゆる政策保有株式〕

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するため、事業戦略上の重要性、取引関係の強化等を勘案し、政策的に必要と判断した企業の株式を保有することを基本方針とします。

保有している株式は、毎年、取締役会で当社の企業価値の向上に資するものであるかどうか検討を行い、保有する意義が乏しいと判断された銘柄については売却することも検討します。

また、保有株式の議決権行使については、投資先企業と適時にコミュニケーションを図り、適切に行使する方針です。

〔原則1-7. 関連当事者間の取引〕

当社は、役員及び主要株主等との取引については、原則として行わない方針ですが、当社の企業価値の向上に資すると判断される場合には、取締役会の承認を得て実行する場合があります。なお、取引を実行した場合には、その結果について取締役会で検証を行います。

〔原則3-1. 情報開示の充実〕

当社は、経営に関する重要な情報を、自主的に、公平かつ適法・適切に開示します。

また、実効的なコーポレートガバナンスを実現するため、次の事項を開示します。

1. 会社の目指すところ（経営理念等）

当社は「食を通じて地域の皆様の健康で豊かな生活に貢献します」の企業理念のもと、グループ経営方針を策定しております。詳しくは当社ウェブ

サイトをご参照下さい。

2. コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

本報告書及び有価証券報告書に記載しております。

3. 取締役報酬を決定するに当たっての方針と手続

当社の取締役の報酬は、月額報酬と賞与により構成し、会社業績との連動性を確保し、職責や成果を反映した報酬体系としています。社外取締役と監査役は、業務執行から独立した立場であり、一定の金額の基本報酬と賞与により報酬を構成しております。

報酬決定の手続きとしては、代表取締役社長と担当役員が起案し、過半数が社外取締役で構成される取締役会の諮問機関である「人事報酬諮問委員会」にて検討の上、取締役会に答申しております。

4. 取締役候補者及び監査役候補者の指名を行うに当たっての方針と手続

取締役候補者の選任については、代表取締役社長が選任案を作成し、取締役会の諮問委員会である「人事報酬諮問委員会」において選任の検討を行い、その結果を取締役に答申し取締役会で決議の上、株主総会に付議することとしています。

社内取締役候補者について、当社の経営を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識および経験を有し、かつ十分な社会的信用を有する者を選任することとしております。また、社外取締役候補者については、監督機能を十分に発揮するため、次に掲げる事項を充足する者を選任することとしております。

(1) 会社経営、法曹、会計、行政、コンサルティング、教育等の分野で指導的役割を果たし、豊富な経験、専門的知見を有していること

(2) 当社の事業に関する深い関心を持ち、当社の経営全体を俯瞰する立場から、当社が抱える課題の本質を理解し、適時適切に経営陣に対して意見陳述や指導・監督を行う能力を有すること

監査役候補者の選任については、取締役候補者と同様に「人事報酬諮問委員会」において選任の検討を行い、その結果を監査役に答申し、監査役会で決議の上、株主総会に付議することとしています。

社内監査役候補者については、取締役の職務の執行の監査を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識および経験を有し、かつ十分な社会的信用を有する者を選任することとしております。また、社外監査役候補者については、監督機能を十分発揮するため、原則として次に掲げる事項を充足する者を選任することとしております。

(1) 会社経営、法曹、会計、行政、コンサルティング、教育等の分野で指導的役割を果たし、豊富な経験、専門的知見を有していること

(2) 当社の事業に関する深い関心を持ち、当社の経営全体を俯瞰する立場から、当社が抱える課題の本質を理解し、適時適切に経営陣に対して意見陳述や指導・監督を行う能力を有すること

取締役候補者の選任について、2016年度より、代表取締役社長が選任案を作成し、取締役会の諮問委員会である「人事報酬諮問委員会」において選任の検討を行い、その結果を取締役に答申し取締役会で決議の上、株主総会に付議することとしています。

5. 取締役候補者及び監査役候補者の指名を行う際の個々の選任・指名の理由

取締役候補者及び監査役候補者の選任理由について「定時株主総会招集ご通知」に記載しております。

〔補充原則4-1-1. 取締役会の役割・責務(1)〕

当社は法令または定款の規定により、取締役会の決議を要する事項及び業務執行に関する重要事項について取締役会で決議しております。特に株式や固定資産の取得・処分、融資・保証を伴う投融資案件については「取締役会決議基準」を定め、基準を超える案件について、取締役会にて審議・決定しています。

また職務権限規程を定め、取締役会、経営会議、代表取締役、本部長等の意思決定機関及び意思決定者に対して、裁決・審議・承認に関する権限を明確に定めております。

〔原則4-8. 独立社外取締役の有効な活用〕

取締役8名中2名は社外取締役であり、2名とも独立役員として東京証券取引所に届け出ています。

〔原則4-9. 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質〕

社外役員の独立性について、以下のとおり基準を設けております。

(1) 当社の社外役員にふさわしい能力、識見、経験及び人格を有し、当社の経営に対し、独立した客観的な立場から指摘、意見することができる人材であること

(2) 当社及び関係会社の元役員・従業員でないこと

(3) 現に契約している会計監査人、顧問弁護士事務所及びメインバンクに現に所属し、または過去に所属していた者でないこと

(4) 出資比率10%以上の大株主（あるいは大株主である団体に現に所属し、または過去に所属していた者）でないこと

(5) 過去3会計年度において、当社基準を超える（当該取引先との年間取引額が相互の売上高の2%を超える）取引先に現に所属し、または過去に所属していた者でないこと

(6) (3) から(5)に該当する場合でも、当該団体を退職後5年以上経過していること

(7) 東京証券取引所の有価証券上場規程に規定する「独立役員」の要件に該当すること

〔補充原則4-11-1. 取締役会の構成〕

取締役会は、定款上の員数の20名以内とし、現在の取締役の人数は8名、監査役会は、定款上の員数の4名以内とし、現在は常勤監査役1名、社外監査役2名の3名であります。

社内取締役候補者、社外取締役候補者、社内監査役候補者及び社外監査役候補者の選任については、原則3-1 4. に記載のとおりであります。

〔補充原則4-11-2. 社外役員の兼任状況〕

当社の取締役・監査役の兼任の状況は次のとおりであります。

社外監査役 山口敏彦 中越パルプ工業(株) 社外取締役

取締役・監査役の他の上場会社の役員との兼任状況については、当社ウェブサイトに掲載の「定時株主総会招集ご通知」にて開示します。

〔補充原則4-11-3. 取締役会の実効性評価〕

当社は取締役会の諮問機関である「ガバナンス委員会」を設置し、年に1回、取締役会の構成や運営に関する評価・レビューを行い、取締役会でその結果のフィードバックに基づき審議しております。また、各取締役から取締役会のあり方・運営等に関する評価・意見を確認するなどして、取締役会全体の実効性について分析・評価を行い、取締役会の運営等の改善に活用しております。

＜取締役会実効性評価について＞

コーポレートガバナンスの実効性を高めるための取組みの一環として、取締役会の諮問機関である「ガバナンス委員会」において、取締役会の実効性に関する分析および評価を行いました。

1. 評価の方法

取締役および監査役、執行役員に対して評価の主旨等を説明のうえ質問票を配布し、全員からの回答により得られた意見等に基づき、「ガバナンス委員会」で議論も踏まえて、分析・評価を実施いたしました。

評価を実施した項目

- ・取締役会の運営
- ・取締役会の議題
- ・取締役会を支える体制

2. 評価結果の概要

今回の評価において、取締役会の運営について重大な指摘事項はないものの、十分な審議時間確保のため、会議資料の工夫や必要に応じた付議議案の調整についての意見・要望が複数見られました。また、企業戦略や中期経営計画に関する審議機会をより深める必要があるとの意見が見られました。

以上のように、課題や工夫の余地が見られましたが、全体を通じた評価としましては、取締役会は審議や意思決定における十分性が確保されているとともに、付議事項の水準・内容等も適切に運営され、実効性を確保していることを確認いたしました。

当社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上を目指すうえで、取締役会における審議をこれまで以上に活性化するための対応として取締役会の運営面において、以下の改善策に取り組んでまいります。

- 取締役会資料の事前配付のさらなる早期化
- 企業戦略や中期経営計画に関する十分な審議

[補充原則4-14-2. 取締役・監査役のトレーニング]

取締役および監査役に対し、就任時および就任以降も継続的に、経営を監督する上で必要となる事業活動に関する情報や知識を提供するなど、求められる役割を果たすために必要な機会を提供しています。

また、社外役員に社内の情報を十分に共有する体制を準備し、当社の経営理念、企業文化への理解を促すとともに経営環境等について継続的に情報提供を行っています。

[原則5-1. 株主との建設的な対話に関する方針]

当社のIR活動は広報担当部門である経営企画室が行っております。IR活動に必要な情報は、販売部、商品部、営業企画部、財務経理部、人事部、総務部のほか関係部署から情報収集し、経営企画室で取りまとめをしております。

当社の主なIR活動は次のとおりです。

- ・定時株主総会：年1回 定時株主総会に合わせ「株主懇談会」を実施
- ・決算説明会：年2回
- ・取材対応：随時
- ・個人・機関投資家説明会：不定期に開催
- ・当社ホームページの企画・運営

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

[大株主の状況]

更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
三菱商事株式会社	1,388,440	15.00
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	357,500	3.86
アルビス共栄会持株会	337,500	3.65
株式会社北陸銀行	250,000	2.70
カナカン株式会社	215,000	2.32
大森 実	213,460	2.31
アルビス社員持株会	177,638	1.92
笹田 悦朗	158,820	1.72
株式会社日本アクセス	144,400	1.56
株式会社富山第一銀行	142,600	1.54

支配株主(親会社を除く)の有無

――

親会社の有無

なし

補足説明

—

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分

東京 第一部

決算期	3 月
業種	小売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

// 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

[取締役関係]

定款上の取締役の員数	20 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	8 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
吉村文雄	学者											
林晃司	弁護士											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主 (当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先 (d、e及びfのいずれにも該当しないもの) の業務執行者 (本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者 (本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者 (本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
吉村文雄	○	----	独立的な立場から、大学教授としての幅広い実績と見識をもとにガバナンス強化を担う役割を期待し、社外取締役として選任しております。また、一般株主と利益相反の生じる恐れがないものと判断して独立役員として指定しております。
林晃司	○	----	独立的な立場から、弁護士としての高い見識と専門知識をもとにガバナンス強化を担う役割を果たすことを期待し、社外取締役として選任しております。また、一般株主と利益相反の生じるおそれがないものと判断して独立役員として指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無 更新	あり
--	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長（議長）の属性 更新

	委員会の名称	全委員 (名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	社外有識者 (名)	その他 (名)	委員長 (議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	人事報酬諮問委員会	4	0	1	2	0	1	社内取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	人事報酬諮問委員会	4	0	1	2	0	1	社内取締役

補足説明 更新

人事報酬諮問委員会は、取締役会の諮問機関として、代表取締役社長、独立役員に指定された社外取締役、社外監査役により構成され、取締役および重要な役職員の選任および解任に関する事項や、報酬における基本方針・個別報酬等について答申案を策定しております。
 なお、上記のその他1名は、独立役員に指定された社外監査役であります。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と会計監査人とは監査分担を行っており、会計監査人は会計帳簿を基礎として記載されている会計報告事項を監査対象としており、会計監査人から監査実施項目と監査結果について監査終了後報告を受けております。なお、当報告には監査の過程での取締役の職務執行に関して、不正行為又は法令・定款に違反する重大な事実の有無の報告を含んでおります。
 また、監査役は、各営業所への定期的な業務監査を実施しております。監査にあたり、必要に応じて内部監査部門の監査報告や改善監査報告等の情報交換により監査の実行性の向上に活かしています。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
山口敏彦	弁護士													
兒玉充博	他の会社の出身者									○				

- ※ 会社との関係についての選択項目
 ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
 ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
 - c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - d 上場会社の親会社の監査役
 - e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

- i 上場会社の主要株主 (当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先 (f, g及びhのいずれにも該当しないもの) の業務執行者 (本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者 (本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者 (本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
山口敏彦	○	----	独立的な立場から、弁護士としての専門知識と豊富な経験をもとに当社の経営に対する適切な監査を行うことを期待し、社外監査役に選任しております。また、一般株主と利益相反の生じるおそれがないものと判断して独立役員として選任しております。
兒玉充博		主要株主三菱商事株式会社からの派遣	流通分野における幅広い知識と見識から、当社の経営に対する適切な監査を行っていただくことを期待し、社外監査役として選任しております。

[独立役員関係]

独立役員の人数	3名
---------	----

その他独立役員に関する事項

[インセンティブ関係]

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

現時点では、インセンティブ付与に関する施策の必要性を有しておりません。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

[取締役報酬関係]

(個別の取締役報酬の) 開示状況	個別報酬の開示はしていない
------------------	---------------

該当項目に関する補足説明

取締役、監査役別に支給人員および総額を開示しております。
なお、前事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日) における役員報酬等の内容は次のとおりであります。
役員報酬の内容 (1) 取締役 支給人員: 7名 支給総額 160,005千円
(うち社外取締役) 支給人員: (2名) 支給総額: (8,000千円)
(2) 監査役 支給人員: 4名 支給総額 16,896千円
(うち社外監査役) 支給人員: (2名) 支給総額: (6,400千円)
(注)
1. 取締役の支給額には、使用人兼取締役の使用人給与は含まれておりません。
2. 上記支給額には、以下のものが含まれています。
前事業年度における役員賞与引当金の繰入額22,887千円 (取締役5名に対し21,087千円 (うち社外取締役2名に対し800千円)、監査役3名に対し1,800千円 (うち社外監査役2名に対し700千円))

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬は、月額報酬と賞与で構成されております。

取締役報酬の金額については、同業あるいは同規模の他企業と比較して当社の業績に見合った水準を設定しており、代表取締役社長及び社外役員2名で構成する「人事報酬諮問委員会」にて公平性、妥当性の審査を行った後、取締役会の承認を経て決定しております。

監査役の報酬は、当社の職務執行に対する監査の実行性を確保することを主眼に、経営者から独立して監査役の職責を全うするために、固定報酬として監査役会の協議に基づき決定することとしております。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

取締役会開催に際して配布する資料の精査時間を考慮した事前配布や、事前説明案件については担当取締役または担当部課長が事前説明を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

- 1 経営者による業務執行について客観的な判断を下すため、社外取締役、社外監査役が出席する取締役会を毎月1回開催しております。
- 2 その業務執行状況の適法性・妥当性について合理的に判断するために必要な内部統制の基本方針を定めています。
- 3 監査・監督については、取締役会、監査役が経営の監督に責任をもって臨んでいます。
- 4 報酬決定については、社外取締役が多数を占める「人事報酬諮問委員会」を設置し、報酬の公平性・妥当性を確保します。

【社外取締役に関する事項】

社外取締役は、取締役会における意思決定に係る妥当性等について、中立的及び客観的立場から監督機能を果たすことが役割であると考えます。また、社外取締役は、必要に応じて代表取締役との意見交換を行う等、監督機能の向上に努めております。

【監査役の機能強化に向けた取組状況】

当社の社外監査役は、弁護士等の専門的知識を持った監査役であり、取締役会に出席して独立的な立場から意見を述べる等、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行い、監査が有効に機能するように取組んでおります。

【会社の機関の基本説明】

(1) 取締役会

当社取締役会は、取締役8名（うち社外取締役2名）で構成されております。取締役会は、原則月1回開催するほか、必要に応じて臨時にも開催しております。取締役会では、経営上の意思決定・監督機能を基本的役割として、経営環境の変化に対して迅速かつ確に対応すべく、重要な意思決定に係る事項は審議事項として上程され、十分な議論を尽くして、いわゆる経営判断原則に基づき、意思決定・監督を行っております。

(2) 経営会議

経営会議は、取締役、監査役、執行役員で構成されており、グループ内の重要事項に関する協議・検討を行うとともに、コーポレートガバナンスの強化に努めております。

(3) 監査役会

当社の監査役3名（うち社外監査役2名）は、社内の独立した機関として取締役会にも出席して、取締役の業務執行の牽制機能を果たしております。また、代表取締役社長以下の経営層と必要に応じて意見交換を行うなど、監査機能の向上を図っております。

(4) 内部監査（監査室）

監査室は、独立した機関として設置され、内部監査計画に基づき、専任のスタッフが業務監査を実施しております。監査結果については、取締役、監査役、会計監査人の他、関係各部署に報告され、健全な業務の運営を確保しております。また、監査室は、グループ企業の業務監査も随時行い、グループ全体の内部統制の強化に努めております。

(5) 会計監査人

会計監査業務を執行している公認会計士の氏名、所属する監査法人名は以下のとおりであります。

業務を執行した公認会計士の氏名： 櫻井 均

安田 康宏

所属する監査法人名： 新日本有限責任監査法人

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、監査役会設置会社として、監査役3名のうち、2名が社外監査役であり、独立した立場で監査役の職務を補助する監査役事務室を設置しています。また、監査役会は、内部監査部門と連携した監査体制の充実や牽制機能の強化など、コーポレート・ガバナンスの充実を図っております。また、社外取締役を2名選任しており、同社外取締役が取締役会の一員として、議論や決議に参加することで、取締役会としての監督機能の向上に努めておることから、現状の体制において、コーポレート・ガバナンスの機能強化が図れるものと考えております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
その他	プロジェクターを使用し、株主総会のビジュアル化を推進しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	年1～2回程度の頻度で不定期に開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	期末・四半期の決算短信および参考説明資料、ならびに財務・業績の状況を掲載しています。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画室	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「アルビスグループ企業行動指針」において、各ステークホルダーに対して、全役職員が尊重すべき事項を具体的行動基準を定めて規定しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	地域貢献としてのスポーツ振興活動等を行っています。また、環境活動の一環として、牛乳パック、食品トレー、ペットボトルおよびアルミ・スチール缶の回収を行なっております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	「アルビスグループ企業行動指針」において、事業運営の透明性を確保する為、各ステークホルダーに対して事業活動を開示する方針を規定しております。

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

- 1 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制として、社外弁護士も参加する「コンプライアンス委員会」を設置、関連する社内規程を制定し、社内徹底を図っております。また、コンプライアンスの推進については、企業行動指針の制定、社員手帳「アルビスマインド」の配付、通報制度の整備を行っております。
- 2 取締役の職務の執行が効率的に行われていることを確保するための対応として、全役員が出席する取締役会を毎月1度開催、重要事項の決定ならびに業務執行状況の監督等を行っております。なお、当社は取締役8名のうち2名は社外取締役であり、監査役は3名のうち2名が社外監査役であり、それぞれ社外役員として、業務への意思決定、監督機能に關与する体制となっております。また、取締役会の機能をより強化し経営効率を向上させるため、常勤役員が出席する経営会議を毎月1回開催し、業務執行に関する基本的事項及び重要事項に係わる意思決定を機動的に行います。業務の運営については、将来の事業環境を踏まえ中期経営計画及び各年度経営方針ならびに各年度予算を立案し、全社的な目標を設定、各部門においてその目標に向け、具体策を立案実行しております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、内部統制システム基本方針に、「社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力や団体に対しては、一切の関係を遮断し、不当な要求には断固として応じず、毅然とした態度で対応する」と定めるとともに、「アルビスグループ企業行動指針」においてもその旨の行動指針を定め、「アルビスマインド」として全従業員に配付するなど、社内への啓蒙活動を行っております。また、実務上の業務マニュアルとして「反社会的勢力調査マニュアル(手順書)」を整備し、反社会的勢力排除に向けて、下記の体制を整備・運用することとしております。

a. 契約書等の整備

各種契約書に反社会的勢力に対する対応を明記しております。

b. 統括部署の設置

反社会的勢力の統括部署を総務部とし、調査、情報収集を行っております。

c. 警察等外部機関との連携強化

弁護士、警察、暴力追放機関との連携体制の強化を行っております。

d. 反社会的勢力チェック体制

当社は、ステークホルダーに反社会的勢力が係っていないことのチェックを下記のとおり行っております。

(1) 株主に対しては、期末(3月末)、第2四半期(9月末)の株主名簿が届きしだい、1%以上の持株比率の株主について、担当者がインターネット検索による調査を行っております。

(2) 取引先に対しては、新規に取引を検討する場合、事前に総務部へ申請を行い、担当者がインターネット検索による調査を行っております。

(3) 役員に対しては、まず、2親等以内の親族の氏名・住所、及び本人または2親等以内の親族が議決権の過半数を所有する会社の有無を調査します。その結果に基づいて、役員本人及び2親等以内の親族が議決権の過半数を所有する会社についてインターネット検索による調査を、既存役員の場合は年1回(4月)、新任の場合は役員候補となった時点で行っております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

